

平成21年度 第2回 富合町合併特例区協議会



と き 平成21年5月13日(水)
午前10時00分～
ところ 富合総合支所 3階大会議室

富合町合併特例区協議会事務局

協議第 1 号

美化運動の実施について

別冊「熊本市ふれあい美化ボランティア制度」参照

警報等発令時の待機態勢について

富合総合支所

班番号	情報班長	実働班長	班 員	計
1	1名	1名	3名	5名
2	1名	1名	3名	5名
3	1名	1名	3名	5名
4	1名	1名	3名	5名
5	1名	1名	3名	5名
計	5名	5名	15名	25名

■待機総員数

< 注意報発令態勢 > 0名 . . . 富合総合支所では、待機は行いません

< 警報待機態勢 > 2名 . . . 情報班長・実働班長の2名が待機

< 警報発令態勢 > 5名 . . . 1つの班（情報班長・実働班長及び班員3名）

< 待機配備態勢 > 12名 . . . 総務課長・建設課長及び2つの班

< 1号配備態勢 > 17名 . . . 総務課長・建設課長及び3つの班

※ 平成21年5月27日開催予定の熊本市防災会議において決定する予定です。

平成21年度熊本市水防態勢(案)

(注意報発令態勢)

総員 3名

(警報待機態勢)

総員 31名

(警報発令態勢)

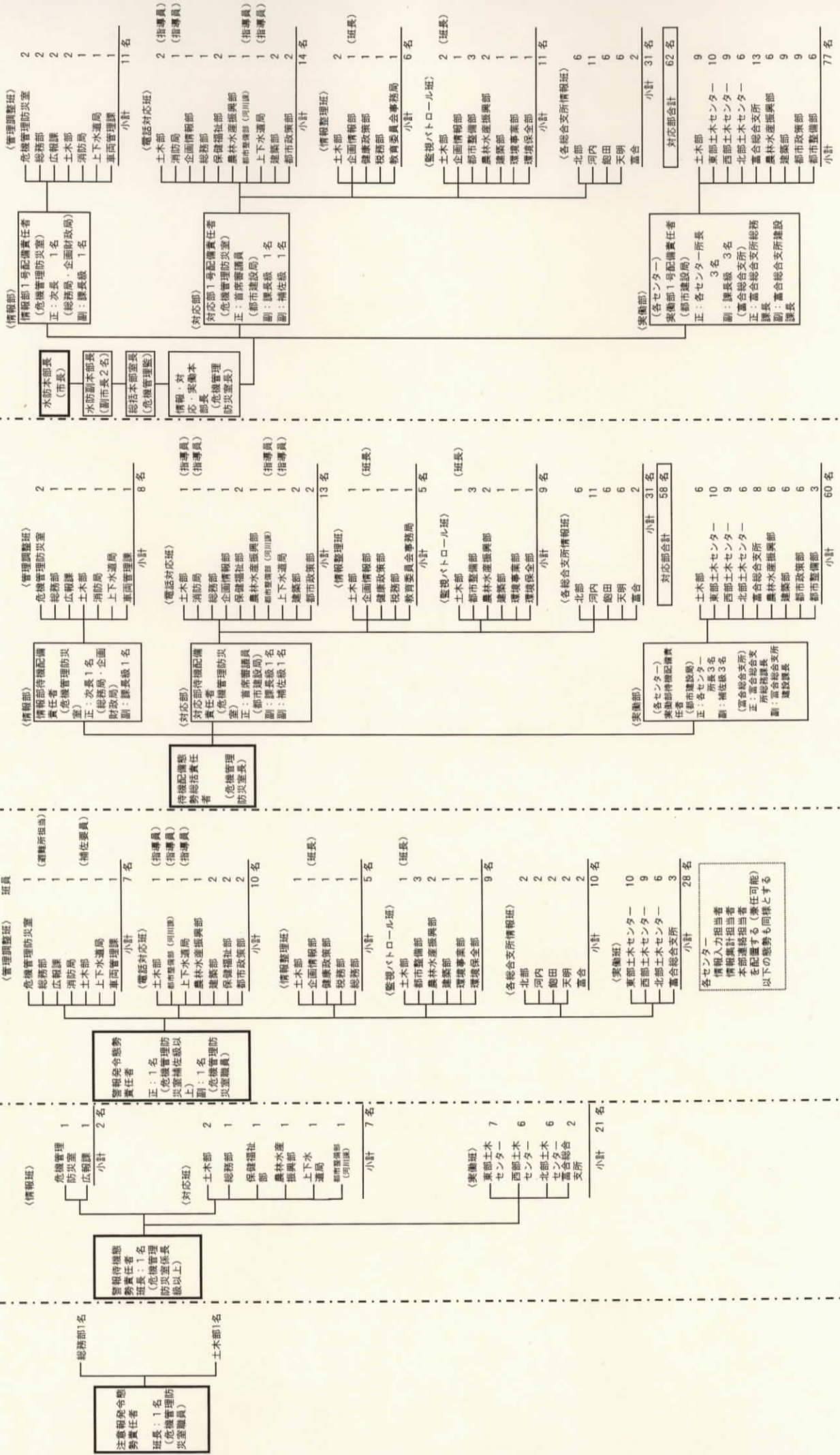
総員 71名

(待機配備態勢)

総員 140名

(1号配備態勢)

総員 168名



※ 必要に応じて小島防災センターに職員を待機させる。

※ 責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。
※ 必要に応じて小島防災センターに職員を待機させる。
※ 責任者は白川地域防災センターへ職員を2名配置する。

※ 責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。
※ 必要に応じて小島防災センターに職員を待機させる。
※ 責任者は白川地域防災センターへ職員を2名配置する。

熊本市水防本部設置及び職員員の配備基準

態 勢	配 備 態 勢	配 備 時 期	配 備 内 容	本 部 設 置・配 備 規 模 等	配 備 動 員 計 画
注 意 態 勢	注意報発令態勢	1 気象業務法により大雨、洪水に関する注 意報が発令された場合	少数の人員をもって、気象情報その他各種 情報の収集、伝達及び連絡等に当たる体制と する。 待機の場所は本部室とする。	(1)水防本部の設置 (2)注意報発令態勢は責任者以下3人。警報待機 態勢は責任者以下31人、警報発令態勢は責任 者以下71人の職員をもって編成する。	水防本部組織図による。
	警報待機態勢	2 態勢中、市民より被害に関する情報があ ったり、降雨の状況により警報への以降 が考えられる場合。			
	警報発令態勢	3 気象業務法により大雨、洪水に関する警報 が発令された場合			
警 戒 態 勢	待 機 配 備	1. 注意態勢下において災害発生のおそれが 生じた場合。	気象予警報、災害情報、被害報告、その他 情報の収集・伝達及び応急対策活動が実施で きる体制とする。	(1)140人程度の職員をもって編成するが、 担当課の要員数については、別に定める。	〃
	1 号 配 備	2. その他本部長が、必要により当該配置を 指示したとき。			
非 常 態 勢 (災 害 対 策 本 部)	2 号 配 備	局地的な災害が発生した場合。	災害応急対策活動を遂行できる体制とし、 又3号配備に直ちに移行できる体制とする。	災害対策本部	
	3 号 配 備	局地的な災害が発生し、さらに市全域に わたり被害が拡大するおそれがある場合。			
	4 号 配 備	全域にわたり災害が発生し、特に被害が 甚大な場合。			
		2号配備によりがたく、災害対策本部の職 員を増員し、災害応急対策活動が円滑に遂行 できる体制とし、又4号配備に直ちに移行で きる体制とする。			
			3号配備によりがたく、災害対策本部の職 員を更に、増員し、災害応急対策活動が強力 に遂行できる体制とする。		

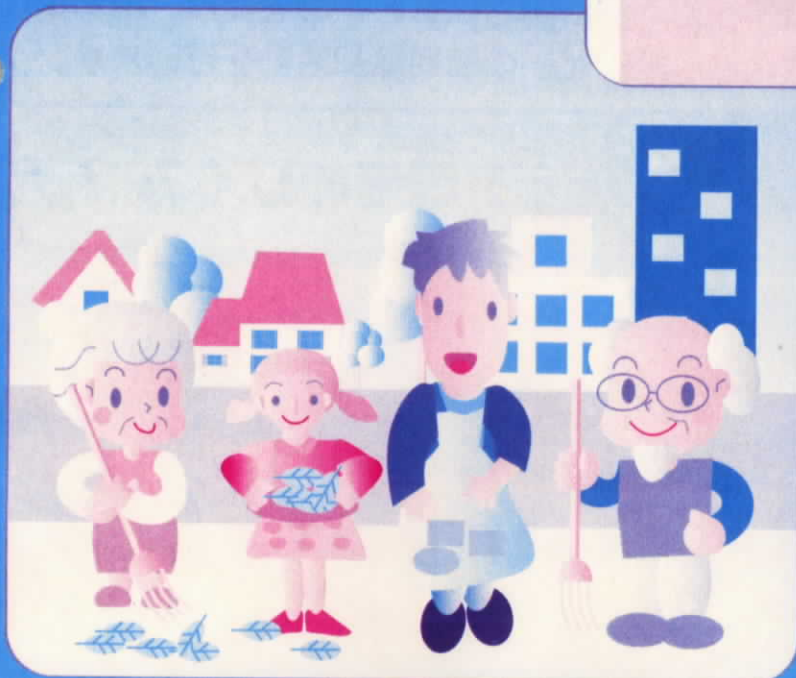
報告第2号 行事予定表 (平成21年5月13日~6月12日)

富合総合支所

日:曜	時間	区長	行事(業務)	場所	日:曜	時間	区長	行事(業務)	場所
13:水	9:00 10:00 13:30	○	特設人権相談 合併特例区協議会 嘱託員会議 嘱託員便発送日	アスナル和室 3F大会議室 3F大会議室	19:金				
14:木					30:土				
15:金					31:日				
16:土					平成21年6月				
17:日					1:月				
18:月					2:火				
19:火					3:水				
20:水	10:00		正副宇城広域連合長会議	広域連合2F	4:木				
21:木					5:金				
22:金	13:30	○	定例農業委員会	3F大会議室	6:土				
23:土					7:日				
24:日	8:30	○	富合中学校体育祭	中学校	8:月				
25:月	10:00		合併特例区例月出納検査	第3会議室	9:火				
26:火					10:水	9:00 10:00 13:30		○ 特設人権相談 ○ 合併特例区協議会 ○ 嘱託員会議 嘱託員便発送日	アスナル和室 3F大会議室 3F大会議室
27:水	19:00 ~21:00	○	おでかけトーク in 富合	アスナル研修室	11:木				
28:木			嘱託員便発送日		12:金				
備考					備考				

みんなでワイワイ！ わがまちキレイに！

熊本市ふれあい美化ボランティア制度



熊本市

熊本市ふれあい美化ボランティア制度とは

わたしたちの暮らしに身近な道路や河川などが、いつも美しくあってほしいというのはみんなの願いです。

熊本市ふれあい美化ボランティア制度とは、市民の皆さんで構成されたグループ、自治会、企業などの団体が、市の道路・河川・公園、町内区域など身近な公共スペースについて市と協定を結び、わが子のように愛情を持って清掃・美化活動などを行い、市がそれを支援する制度です。

まちの美化だけでなく、活動を通じて地域への愛着を深め、ふれあいや交流を深めることも目的としています。

どのような活動をするのでしょうか

活動内容には2つのパターンがあります

■美化活動

市と協定を結んだ団体が、市が管理する道路・河川・公園、町内区域など、市と協定を結んだ公共スペースの一定区間の定期的な清掃美化活動（花壇の手入れ、ごみ拾いなど）や危険箇所・不法投棄の連絡などパトロールも行います。

※希望する場所や区域を申請していただき、市と協議のうえ、決定します。

■違反屋外広告物の簡易除却

協力団体として認定された団体（自治会、商店街など）の会員が、市の指導のもとで、違反屋外広告物（はり紙など）の簡易除却活動を行います。

熊本市ふれあい美化ボランティア制度のしくみ

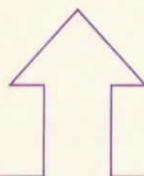
清掃美化の対象

一定区画の公共スペース
(道路、河川、公園、町内など)

熊本市

- ・清掃用具の提供、貸与
- ・ボランティア保険への加入
- ・ごみの回収

…など



協 定

市民の皆さん (団体)

- ・清掃・美化活動
- ・パトロール

…など

各制度について

熊本市ふれあい美化ボランティア制度には、対象別に5つの制度があります。活動しようとする場所や内容に合わせて制度を選びましょう。

■美化活動

河川

(熊本市河川ふれあい美化ボランティア制度)

対象となる区域	熊本市が管理する河川において、市長が危険と認めない区域 (※国や県が管理する河川について…下記参照)
活動の内容	<ul style="list-style-type: none">・日常かつ定期的な清掃・パトロール等・回収したごみの分別・危険箇所、不法投棄等の連絡・美化活動の経験に基づく有益な意見がある場合の提案
実施期間	原則として、活動は年に6回以上実施し、2年以上継続すること
活動団体	相当数の者で構成される団体(地域住民、企業など)
市の支援内容	<ul style="list-style-type: none">・美化活動に必要な、清掃用具等の支給又は貸与・ボランティア保険の加入・美化活動で発生したごみの回収・処理・その他美化活動に必要な事項
活動報告	年間の活動報告書を年度末に提出
協定の変更・中止	活動を変更または中止するときは、変更・中止届を提出

★お問合せ先・申し込み窓口は

熊本市河川課 ☎328-2571

★国や県が管理する河川については

- ・国が管理する河川

(お問合せ先) 国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所河川管理課 ☎382-1111

- ・県が管理する河川「くまもとマイ・リバー・サポート」

(お問合せ先) 熊本県河川課 ☎代333-2508

熊本土木事務所管理課 ☎代367-1111

公園

(熊本市公園ふれあい美化ボランティア制度)

対象となる区域	熊本市が管理する公園において、市長が危険と認めない区域 (※県が管理する公園について…下記参照)
活動の内容	<ul style="list-style-type: none">・日常かつ定期的な清掃・パトロール等・回収したごみの分別・危険箇所、不法投棄等の連絡・美化活動の経験に基づく有益な意見がある場合の提案
実施期間	原則として活動は年に6回以上実施し、2年以上継続すること
活動団体	相当数の者で構成される団体(地域住民、企業など)
市の支援内容	<ul style="list-style-type: none">・美化活動に必要な、清掃用具等の支給又は貸与・ボランティア保険の加入・美化活動で発生したごみの回収・処理・その他美化活動に必要な事項
活動報告	年間の活動報告書を年度末に提出
協定の変更・中止	活動を変更または中止するときは、変更・中止届を提出

★お問合せ先・申し込み窓口は

熊本市公園課 ☎328-2523

★県が管理する公園については

熊本県民総合運動公園 水前寺江津湖公園(広木地区)

(お問合せ先)熊本県都市計画課景観整備室 ☎333-2524



道 路

(熊本市道路ふれあい美化ボランティア制度)

対象となる区域	熊本市が管理する道路において、概ね100m以上の区間で、次のいずれかにあたるもの ・歩道や歩道に設置された植樹帯等(改良済の区間) ・活動にあたり、市長が危険がないと認める区間 (※国や県が管理する道路について…下記参照)
活動の内容	活動区域内での清掃・除草・草木の手入れなど、環境美化に必要な活動
実施期間	原則として2年以上継続すること
活動団体	・相当数の者で構成される団体(地域住民、企業など) ・ただし、15歳未満の者が参加する場合は、15歳未満の者10人に対し成人1人以上が、保護者として参加すること
市の支援内容	・清掃用具等の支給又は貸与 ・ボランティア保険の加入 ・サインボードの設置 ・ごみの回収・処理
活動報告	年間の活動報告書を年度末に提出
協定の変更・中止	活動を変更または中止するときは、変更・中止届を提出

★お問合せ先・申し込み窓口は

熊本市土木総務課 ☎328-2475

★国や県が管理する道路については

- ・国が管理する道路「ボランティア・サポート・プログラム」

(お問合せ先) 国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所

道路管理第一課 ☎代382-1111

- ・県が管理する道路「ロード・クリーン・ボランティア」

(お問合せ先) 熊本県道路保全課 ☎代333-2495



みんなでまちをキレイにしよう!



「次回もガンバロウ!!」活動の輪も広がります

樹 木

(熊本市樹木ふれあい美化ボランティア制度)

対象となる区域	熊本市が管理する樹木の生育する市有地において、市長が危険と認めない区域
活動の内容	<ul style="list-style-type: none">・日常的かつ定期的な清掃・除草等・回収したごみの分別・危険箇所、不法投棄等の連絡・美化活動の経験に基づく有益な意見がある場合の提案
実施期間	原則として活動は年に6回以上実施し、2年以上継続すること
活動団体	・相当数の者で構成される団体(地域住民、企業など)
市の支援内容	<ul style="list-style-type: none">・美化活動に必要な、清掃用具等の支給又は貸与・ボランティア保険の加入・美化活動で発生したごみの回収・処理・その他美化活動に必要な事項
活動報告	年間の活動報告書を年度末に提出
協定の変更・中止	活動を変更または中止するときは、変更・中止届を提出

お問合せ先・申し込み窓口は
熊本市緑保全課 ☎328-2352

観光施設

(熊本市観光施設ふれあい美化ボランティア制度)

対象となる区域	熊本市(観光政策課)が管理する観光施設で、市長が必要と認めるもの
活動の内容	<ul style="list-style-type: none">・日常かつ定期的な清掃・パトロール等・回収したごみの分別・除草、樹木の剪定及び花の植付け・危険箇所、不法投棄等の連絡・利用者へのルール・マナー等の指導・美化活動の経験に基づく有益な意見がある場合の提案
実施期間	原則として活動は年に6回以上実施し、1年以上継続すること
活動団体	<ul style="list-style-type: none">・相当数の者で構成される団体(地域住民、企業など)
市の支援内容	<ul style="list-style-type: none">・美化活動に必要な、清掃用具等の支給又は貸与・ボランティア保険の加入・一斉美化活動で発生したごみの回収・処理・活動員証の配布・その他美化活動に必要な事項
活動報告	年間の活動報告書を提出
協定の変更・中止	活動を変更または中止するときは、変更届を提出

お問合せ先・申し込み窓口は
熊本市観光政策課 ☎328-2393

町内区域

(熊本市美化協定)

対象となる区域	・一定の街区や町内区域など
活動の内容	次のような街の美化や飲料容器などの散乱防止に関する活動 ・日常的な門前美化 ・定期的な一斉美化 ・美化パトロール ・日常的なごみの減量及び分別 ・ごみステーションの美化・清掃
実施期間	原則として、活動は年に6回以上実施し、2年以上継続すること
活動団体	・美化活動の区域の町内自治会、または地元の商店街・事業者など。
市の支援内容	・ごみ袋等の給付 ・ほうき及びちりとりの貸与 ・標識板等の貸与又は給付 ・一斉美化後のごみの収集 ・傷害保険の加入
活動報告	美化協定の締結後1年ごとに、美化活動報告書を提出
協定の変更・中止	協定を変更又は中止するときは、美化協定変更・中止届を提出

★お問合せ先・申し込み窓口は

熊本市廃棄物指導課 ☎328-2362

■違反屋外広告物の簡易除却

法律や条例に違反した広告物のうち、一部は催告期間を経ないですぐに除却できることになっており、これを簡易除却といいます。

簡易除却は熊本市域の場合は、市長が委任した人が行うことができます。

熊本市違反屋外広告物簡易除却協力員制度は、除却活動を行える団体を認定し、その会員でボランティアとして協力していただける方に、違反広告物の除却員を委任する制度です。

※市長が委任した協力員でなければ簡易除却活動はできません。

熊本市違反屋外広告物簡易除却協力員制度

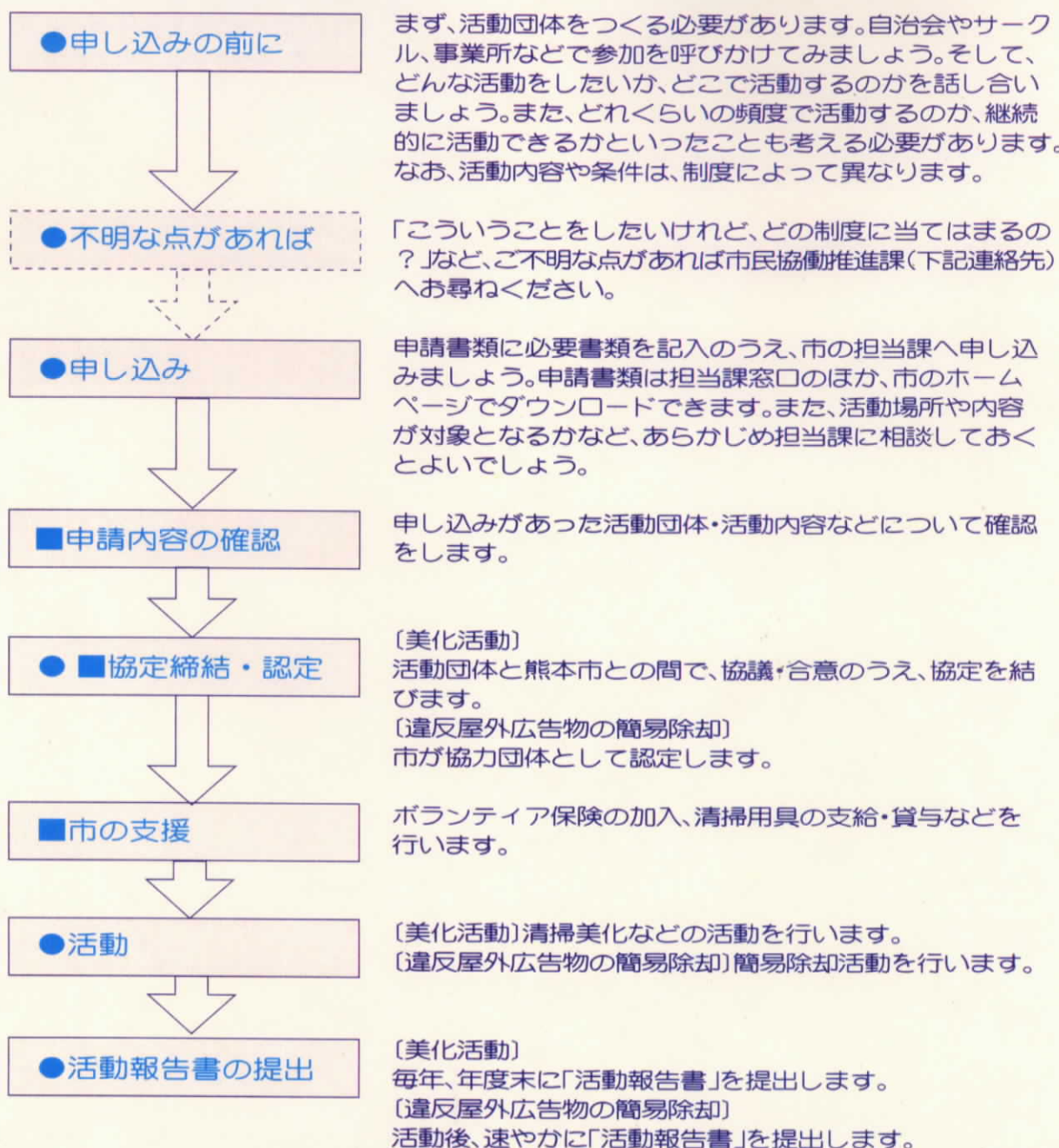
活動区域	熊本市域で、団体が届け出を出した区域
活動の内容	協力団体として認定された団体が、違反屋外広告物(はり紙など)の簡易除却を市の指導のもとで、市と協力して行います。
協力員の任期	原則1年間(更新可)
協力団体	〔次の要件をすべて満たす団体〕 <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市内にある団体 ・違反屋外広告物の簡易除却を市の指導のもとで、市に協力して行い景観の維持に努め、違反屋外広告物の適正化を推進できる団体 ・ボランティア保険に加入できる団体 ・その他市長が適当と認める団体
協力員	〔次の要件をすべて満たす者で、市長が適当と認めた者〕 <ul style="list-style-type: none"> ・協力団体に所属し、団体の推薦状がある者 ・講習会の課程を修了した者 ・18歳以上の者
市の支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要な用具(手袋、ゴミ袋など)の支給・貸与 ・ボランティア保険の加入 ・講習会の実施 ・除却員協力員証の交付
活動計画・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・活動日の3日前までに活動計画書を提出 ・活動日には、活動前と活動後に担当課に電話連絡 ・活動した翌月初めに活動報告書を提出
中止	協力団体・協力員を辞退する場合は、担当課へ申し出

★お問合せ先・申し込み窓口は

熊本市開発景観課 ☎328-2507

手続きの流れ

(活動団体…● 市…■)



● その他注意することは？

活動するにあたっては、他にもいくつかお知らせしたいことがあります。

1. 実際の活動の際は、体調や天候が悪く、活動できないときもありますので、無理をせず、できる範囲で行ってください。また、安全には十分に気をつけてください。
2. 美化活動により発生したごみについては、熊本市で回収します。
ごみを出す場所や回収方法については、活動団体と市の担当課との協定締結の際に協議して決めます。
3. 熊本市では、市民の皆さまにご意見・ご提言をいただきながら、協働でより良い制度にしていきたいと思っています。活動を通して、気付いたことなどありましたら、どしどしご意見をお寄せください。

熊本市市民協働推進課

〒860-8601 熊本市手取本町1番1号

☎ : 096-328-2036

E-mail: shiminkyoudou@city.kumamoto.lg.jp

平成21年度 熊本市ボランティア活動保険のご案内

熊本市では、市民の皆様が安心してボランティア活動などの公益性のある活動を行うことができるように、「熊本市ボランティア活動保険」制度を設け、ボランティア活動中の思わぬ事故の救済に備えております。

保険に加入できる団体

この保険に加入できるのは、ボランティア活動などの公益性のある活動を行うため、市民の皆様により自発的に構成されたボランティア活動団体等で、市内を拠点として、無報酬（弁当代、交通費程度は無報酬と見なします）で継続的かつ計画的な公益性のある奉仕活動を行っている団体です。

保険に加入できる団体の例

- ・NPO 団体、ボランティア団体
- ・自治会、子ども会、校区自治協議会など地域団体
- ・自主的に構成されたグループ 等

保険期間

保険期間は、平成21年4月1日から平成22年4月1日までです。

ただし、平成20年度未加入団体及び平成20年度加入団体で、平成21年5月31日までに継続申請されなかった団体については、加入申請書の受付日から平成22年4月1日までとなります。

※公益性のある活動とは、地域社会活動、社会福祉活動、社会教育活動、青少年育成活動、その他社会奉仕活動をいう。

保険の対象となる活動と対象者

ボランティア活動などの公益性のある活動が対象になります。

	対象となるボランティア活動	対象者
(1) 地域社会活動	清掃活動、資源回収 リサイクル活動 防災活動、防犯活動 交通安全活動 保健衛生活動 自治会、子ども会、校区自治協 議会等地域団体の運営	活動者
(2) 社会福祉活動	社会福祉施設等への援護活動 高齢者・障がい者等への援護活 動	活動者
(3) 社会教育活動	スポーツ活動、文化活動	活動者（運営スタッフ等） 注：活動への参加者は対 象となりません。
(4) 青少年育成活動	青少年育成団体の指導育成活動 非行防止パトロール	活動者
(5) その他社会奉仕活動	各種活動の事前会議 その他、市長がとくに必要と認 める活動	

保険の対象にならない代表的な例

○スポーツ、レクリエーション、祭り等の参加者の事故

例：スポーツ大会での指導者（監督・審判など）やレクリエーションの講師の事故
や祭りの運営をする人の事故は対象になりますが、参加者の事故は対象になりま
せん。

○指導者等の故意による事故

○戦争、社会的騒じょう等によるもの

○地震、噴火、洪水、津波等の自然災害によるもの

○指導者等の無資格運転や酒酔い運転等によるもの

○公務災害補償等の適用を受けるもの

○職務遂行中や職業に従事しているときの事故

○学校管理下の事故

○会員の親睦が目的のレクリエーション活動や互助的な活動時の事故

○政治、宗教若しくは営利を目的とするもの

○日本国外で行われるボランティア活動

○山岳救助、海難救助など危険なボランティア活動

○自動車、又は原動機付自転車を運転している間に生じた賠償事故

○その他保険約款で定められたもの



保 険 内 容

熊本市ボランティア活動保険には、損害賠償責任保険と傷害保険があります。
熊本市ボランティア活動保険は、保険会社と熊本市の契約によるものです。
保険金の認定・お支払いは保険会社が行います。
なお、保険料は市が全額負担します。

(1) 損害賠償責任保険

ボランティア活動中、過失により他人の身体、財物または保管物に損害を与え、
法律上の賠償責任を負った場合

区 分	適 用	保 険 金 額
身 体 賠 償	1 事 故 に つ き	最 高 1 億 円
財 物 賠 償	1 事 故 に つ き	最 高 1 億 円
保 管 物 賠 償	1 事 故 に つ き	最 高 5 0 0 万 円

(2) 傷害保険

ボランティア活動中、思わぬ事故で指導者や活動者が負傷または死亡した場合

区 分	適 用	保 険 金 額
死 亡	1 名 に つ き	5 0 0 万 円
後 遺 障 が い	障 が い の 程 度 に よ り 1 名 に つ き	最 高 5 0 0 万 円
入 院	1 8 0 日 を 限 度 と し て	日 額 3 , 0 0 0 円
通 院	9 0 日 を 限 度 と し て	日 額 2 , 0 0 0 円

※活動場所と自宅との往復途上の事故も対象となります。

(ご注意)

※細菌性食中毒及び熱中症（日射病や熱射病）は熊本市ボランティア活動保険の補償対象とはなりません。

※平成21年度の保険内容につきましては、変更する可能性があります。

万が一、保険内容に変更がありましたら、保険のお申込みをいただきました団体の皆様には、改めて新しい「保険のご案内」を送付させていただきます。

加入の手続き

ボランティア活動団体等の代表者の方が、「熊本市ボランティア活動保険加入申請書兼活動実績報告書」に必要事項を記入し、団体が関連する市の担当課へ申請して下さい。
また、平成20年度未加入団体の場合は、規約を添付してください。
加入申請された団体には、後日、各担当課から加入決定通知書を送付します。

事故が発生したら

万一、事故が発生したときは、担当課又は市民協働推進課までご連絡ください。
(※事故発生から30日以内にご連絡のない場合は、保険金が支払われないことがあります。)
その後、所定の事故報告書を提出していただき、本保険制度の要件を満たしている場合、保険が適用されます。
(※日頃から、団体の規約や活動内容を明文化し、委員や会員名簿を整理しておいて下さい。)

その他

詳細については、保険約款の定めるところによります。

この保険に関するお問い合わせは

熊本市市民協働推進課

328-2111 (内線2036)

(様式第1号)

平成 年 月 日

平成21年度熊本市ボランティア活動保険加入申請書兼
平成20年度活動実績報告書

熊本市長 幸山政史様

[団体名]

〒

[所在地]

(電話)

役職名

[代表者]

(氏名)

印

[会員数]

人

平成21年度熊本市ボランティア活動保険に加入いたします。

平成20年度活動実績報告

このことについて、裏面のとおり報告します。

課
受
付
印

